

下関市監査委員公表第2号
平成30年1月25日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	川	原	徳	也
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

総合政策部

企画課、秘書課、広報広聴課、国際課、情報政策課

こども未来部

こども保健課

産業振興部

産業振興課、産業立地・就業支援課

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年9月30日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成29年11月1日から平成29年12月28日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

産業振興課について

「下関市ブランド発信事業」業務委託について、下関ブランド推進協議会に委託し、実施している。

しかしながら、当協議会は、市長を会長に市職員を含む委員で構成された組織であり、加えて、事務局は産業振興部産業振興課内に置かれ、当協議会の事務等は市職員で処理しているのが実態である。

本来、委託とは、地方公共団体自身が直接行わなければならない業務以外の業務について、効率的かつ円滑に業務を遂行するため外部機関等に発注するものであり、委託先である当協議会の事務局が産業振興課内に置かれ、実態として市職員自ら委託業務を遂行していることから、当業務を委託することに疑義がある。また、見積者が容易に予定価格を知り得ることや業務の履行者と履行確認者が同じであることなどから、当業務を当協議会に委託し実施することは適切でないと思料する。業務の実施方法について検討され、改善を図られたい。

以上